

令和2年12月1日

公益社団法人及び公益財団法人 代表者 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
総務課

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針の
改正について(令和2年11月30日一部改正)

本県では、最新の感染状況などを踏まえ、令和2年5月15日制定(令和2年9月15日一部改正)の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を改正しました。

については、各事業者におかれましては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」に基づき、引き続き感染防止対策の徹底に取り組むようお願いいたします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

なお、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」等については、下記広島県ホームページからご確認ください。

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報(広島県ホームページ)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html>

担当：総務局総務課(公益法人担当)

電話：082-513-2246(ダイヤルイン)